

■ CLUB Panasonic 会員利用規約

パナソニック株式会社（以下、「当社」といいます）は、CLUB Panasonic 会員利用規約を以下のとおり定めます。

第1条 定義

本規約における用語を、以下のとおり定義します。

(1)「会員」とは、当社が定める手続きに従って会員登録をお申し込みいただき、これに対して当社が会員登録を承諾し、共通 ID を付与された方をいいます。

(2)「共通 ID」とは、利用者を特定するために当社が会員登録をしていただいた方に発行する英数字からなる符号又は会員の登録する電子メールアドレスをいい、「共通 ID 等」とは、共通 ID 及び共通 ID と共に会員の個人認証に使用するパスワードを合わせたものをいいます。

(3)「会員サービス」とは、共通 ID 等による個人認証の後に利用できる Panasonic のウェブサイト及び CLUB Panasonic アプリ内で提供するサービスをいいます。

(4)「会員情報」とは、CLUB Panasonic プライバシーポリシーに規定する「お客様自身が登録する会員情報」「会員サービスのご利用で当社が収集する情報」「家電等の機器・アプリから収集する情報」「第三者から取得する情報」の他、会員サービスをご利用いただくにあたり当社及びコインサービス運営会社が取得、利用する会員に関する情報をいいます。

(5)「本ウェブサイト等」とは、会員サービスのご利用にあたり表示されるウェブサイトやアプリ画面をいいます。

(6)「CLUB Panasonic コイン」とは、当社及びパナソニック マーケティング ジャパン株式会社が発行するポイントのことをいいます。

(7)「CLUB Panasonic コインサービス（以下、「コインサービス」といいます）」とは会員サービスの 1 つで、当社管理のもと、パナソニック マーケティング ジャパン株式会社が運営するサイト上での一部商品の購入や、コイン交換パートナー企業が実施するサービスに交換等、当社が指定した方法で CLUB Panasonic コインを利用することができるサービスをいいます。

(8)「コインサービス運営会社」とは、コインサービスに関して Panasonic のウェブサイト及び CLUB Panasonic アプリを運営する当社、パナソニック マーケティング ジャパン株式会社及び当社が運営を委託する各社をいいます。

(9)「コイン交換パートナー企業」とは、会員に対してコイン交換ならびにそれに付随するサービスを提供することを承諾した企業をいいます。

(10)「コイン提供パートナー企業」とは、会員に対してのコイン提供ならびにそれに付随するサービスを提供することを承諾した、当社がコインサービスにおいて提携する企業をいいます。

(11)「CLUB Panasonic コインサイト」とは、当社及びコインサービス運営会社が運営し、コインサービスを提供するウェブサイトのことをいいます。

第2条 適用範囲

本規約は、会員サービスに関する、当社と会員との全ての関係に適用されます。

第3条 会員サービス

1.会員サービスの内容・ご利用方法等は、本ウェブサイト等において掲載します。
2.会員サービス上で別途定める利用条件、利用方法、ご利用上の注意その他会員サービスに関する規定（コインサービス運営会社が規定する各諸規定を含む。以下、「諸規定等」といい、本規約と諸規定等を合わせて「本規約等」といいます）は、本規約の一部を構成するものとします。なお、本規約の定めと諸規定等の定めが矛盾・抵触する場合は、諸規定等の定めが優先して適用されるものとします。また、会員サービスに関して、諸規定等に定めのない事項は本規約によるものとします。

第4条 ご利用方法

1.会員サービスのご利用には、次条に定める会員登録の手続き後、発行された共通ID等で本ウェブサイト等にアクセスし、個人認証を受けていただく必要があります。
2.会員情報の確認や変更をいただく際には、会員に対し、本人確認を目的として、SMS番号（ショートメッセージサービス）又はメールアドレスに認証コードを送信する方法により確認する等、当社の指定する方法で本人確認を実施いたします。

第5条 会員登録

1.会員登録は、本規約等に同意の上、当社所定の全ての手続きを行っていただき、当社が承諾したときに完了します。
2.会員登録の対象者は、日本国内にお住まいの個人の方とします。
3.未成年の方による会員登録のお申し込みには、保護者の方が事前に同意されることが必要です。
4.当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、会員登録を承諾しないこと、又は承諾を取り消すことがあります。なお、当社はその理由の開示を行いません。
(1)会員登録お申し込みの際の必要登録事項の申告に、虚偽の記載、不備があったとき
(2)過去に、会員登録申込者が本規約等の違反等により会員サービスの全部もしくは一部の

利用を停止され、又は会員登録を抹消されたことがあったとき

- (3)会員登録申込者が既に会員登録を完了しているとき
- (4)会員登録申込者が実在しないとき
- (5)第 43 条に定める反社会的勢力に該当する者
- (6)その他、当社が会員登録申込みを承諾できないと判断したとき

第 6 条 登録事項の変更の届出

1.会員は、住所・氏名・電子メールアドレス・電話番号等、会員情報を含む届出された登録事項の内容に変更が生じた場合、本ウェブサイト等に掲載する方法により、速やかに当社に変更の届出を行っていただきます。

2.前項の変更の届出を怠ったことにより当社からの連絡、通知等が会員に到達せず、又は遅延したために会員に損害が生じた場合であっても、当社は責任を負いません。

第 7 条 共通 ID 等のご利用・管理

1.会員は、本規約等、並びに当社が通知及び本ウェブサイト等に掲載するご利用方法に従い、共通 ID 等を利用します。

2.会員 1 名様につきまして、ご利用可能な共通 ID は 1 つです。複数の共通 ID を利用することはできません。

3.会員は、自己の共通 ID 等を、大切に保管・管理し、第三者に開示してはいけません。

4.会員は、自己の共通 ID 等を、有償無償を問わず、第三者に譲渡すること、貸与すること、又は担保に提供することはできません。

5.共通 ID 等を用いた会員サービスの利用、その他一切の行為は、当該共通 ID 等を保有する会員による利用及び行為とみなします。共通 ID 等が第三者に使用されたことによって当該会員が被る損害については、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、一切責任を負いません。なお、その結果生ずる CLUB Panasonic コイン及び同コインに付随する価値の消失、その他一切の損害については、コインサービス運営会社の責に帰すべき事由による場合を除き、コインサービス運営会社は一切責任を負いません。

6.会員は、共通 ID 等を忘れたとき及び第三者に使用されていることを知ったときは、直ちに当社にお申し出いただきます。

第 8 条 メールサービス提供の停止

当社及びコインサービス運営会社が会員に対して電子メールによるサービス（以下、「メールサービス」といいます）を提供する場合において、次のいずれかの理由によりメール配信

ができない場合、当社は、事前の通知をすることなく、当該会員へのメールサービスの提供を停止できます。

- (1) 当該会員の電子メールアドレスの変更が届け出されていないとき
- (2) 当該会員の電子メールアドレスが誤っているとき
- (3) 一次的なエラー、システム障害・保守、利用者により登録された電子メールアドレスの利用停止等により当該会員に対するメールサービスの提供ができないとき
- (4) 当社が当該会員へのメール配信を不相当と判断するとき

第9条 第三者が提供する商品・サービス等

1.当社以外の第三者（以下、「提供主」といいます）が会員サービス上で商品・サービス等を提供している場合には、当該商品・サービス等の提供に係る売買契約、サービス提供契約、その他付随する契約の一切は、提供主が提示する規定及び条件に基づき、提供主と会員の間で成立します。

2.会員と提供主との間で成立する契約については、当社はその成立、履行、解除その他について何らの義務及び責任を負いません。

第10条 コインサービスのご利用方法

- 1.コインサービスのご利用には、本規約等に同意いただく必要がございます。
- 2.当社から、会員によるコインサービスの利用につき、書面による利用明細等の通知は一切行いません。利用明細が必要な方は、CLUB Panasonic コインサイト上においてご自身でプリントアウトしてご利用ください。
- 3.コインサービスのうち一部のサービスについて、会員登録手続き完了後も一定期間が経過するまで、利用できない場合がありますのでご了承ください。

第11条 コイン口座の開設・管理

- 1.本規約に同意した会員は、本規約等に定めるご利用方法に従い、共通ID等を利用します。
- 2.本規約に同意した会員は1名につき1つのコイン口座を保有します。
- 3.本規約に同意した会員はコイン口座を2口座以上保有することはできません。会員は、万が一何らかの理由により2つ以上の口座を保有してしまった場合、1つのコイン口座を残し、他のコイン口座はコインサービス運営会社が抹消するものとします。

第12条 CLUB Panasonic コインの取得

1.会員は、当社及びコインサービス運営会社が、コイン付与が付帯するキャンペーンを実施した場合、コインサービス運営会社からのクリックコイン付き電子メールのクリック、CLUB Panasonic コインサイトにて、コインサービス運営会社又はコイン提供パートナー企業の提供する商品・サービスの購入、マーケティング活動・調査等への応諾、キャンペーン・ゲームへの参加にともない、CLUB Panasonic コインを取得することができます。なお、当該キャンペーンの実施内容、時期、コイン付与の条件等については、CLUB Panasonic コインサイト等にて案内します。

2.CLUB Panasonic コインの取得についての条件、規制等は、コインサービス運営会社による事前の取り決め、当社と各コイン提供パートナー企業との個別の取り決めによって決定されるものとし、それらの条件、規制等は CLUB Panasonic コインサイト、又はその他の媒体において告知されており、会員において自由に閲覧、参照することができます。

3.コイン提供パートナー企業が会員の CLUB Panasonic コインの取得についてその理由の如何を問わず承認しなかった場合、及び会員による CLUB Panasonic コインの取得が前項に定める条件、規制等に反する場合、会員は、これにかかる CLUB Panasonic コインを取得することができないものとします。また、会員が当該 CLUB Panasonic コインを取得した後に、当該条件、規制等に反することが明らかになった場合、コインサービス運営会社は、その旨を通知のうえ、当該 CLUB Panasonic コインの取得を取り消すことができます。

第 13 条 CLUB Panasonic コインの利用

会員は、CLUB Panasonic コインを当社が指定する特定の団体への寄付や、CLUB Panasonic コインサイトにて、コインサービス運営会社の提供する商品・サービスの購入代金の充当等、当社が CLUB Panasonic コインサイトで指定する用途で利用することができます。ただし、会員が 1 回に利用できる CLUB Panasonic コイン数は、利用先によって異なります。

第 14 条 CLUB Panasonic コインの交換

1.会員は、第 13 条に定めるコイン利用のほかに、CLUB Panasonic コインをコイン交換パートナー企業が実施するサービスに交換することができます。ただし、会員が 1 回に交換できる CLUB Panasonic コイン数は、交換先によって異なります。なお、会員は、CLUB Panasonic コインを現金と交換することはできません。

2.各コイン交換パートナー企業の個々の事情によりご希望のコイン交換パートナー企業のサービスに交換ができない場合がありますのでご了承ください。

第 15 条 CLUB Panasonic コイン利用にかかる手数料等

コイン利用やコイン交換に際して、コインサービス運営会社又はコイン交換パートナー企業が定める費用・手数料等が発生する場合があります。この場合、会員が当該費用・手数料等を負担するものとし、当該費用・手数料等に課される消費税その他公課公租についても会員自らこれを負担するものとしします。

第 16 条 CLUB Panasonic コインの有効期限

1. CLUB Panasonic コインの有効期限は会員が最後に CLUB Panasonic コインを交換、取得もしくは利用した日より 12 ヶ月とします。
2. 会員が有効期限までに CLUB Panasonic コインの交換、取得、利用を行えば、保有 CLUB Panasonic コインの有効期限はそれぞれの交換、取得、利用時から 12 ヶ月延長されます。
3. 有効期限までに会員による CLUB Panasonic コインの交換、取得もしくは利用がなかった場合には、既に蓄積されている CLUB Panasonic コインは、全て自動的に消滅します。

第 17 条 CLUB Panasonic コイン保有残高の制限

コイン口座の残高が 500,000 コインを超えた場合、CLUB Panasonic コインの交換、取得、利用等、一部コインサービスのご利用について一時的に制限をさせていただくことがあります。

第 18 条 CLUB Panasonic コインの交換単位

CLUB Panasonic コインは 1 コインより有効であり、第 13 条及び第 14 条に従い、利用、交換できます。ただし、会員は、一定数以上の CLUB Panasonic コインでなければ交換、利用をできないことがあることを了承するものとしします。なお、CLUB Panasonic コインの利用、交換時において、小数点以下等の端数が出た場合には、切り捨て処理がなされ消滅します。

第 19 条 CLUB Panasonic コイン交換レート

各コイン交換パートナー企業のサービスと CLUB Panasonic コインとの交換レートは、当社と各コイン交換パートナー企業との個別の取り決めによって決定されるものとしします。なお、この交換レートは、各コイン交換パートナー企業の事情等により、事前の通知なく変更されることがあります。

第 20 条 交換レート等の告知、参照

各コイン交換パートナー企業のサービスと CLUB Panasonic コインとの間の交換レートは、CLUB Panasonic コインサイトにおいて常時告知されており、会員は自由に閲覧、参照することができます。

第 21 条 CLUB Panasonic コインに関する疑義

コインサービスの利用内容について、会員と、当社又はコインサービス運営会社との間で疑義が生じた場合には、当社の保有する当該会員のコインサービス利用データ等に基づき、当社において対応を決定させていただきます。

第 22 条 CLUB Panasonic コインの取り消し

1. 次のいずれかの事項に該当する場合、コインサービス運営会社は会員の保有する CLUB Panasonic コインの全部又は一部を取り消すことができます。

(1) コインサービス運営会社が第 11 条に定める権利の行使により会員の口座を抹消した場合

(2) コイン交換パートナー企業又はコイン提供パートナー企業が会員に付与した CLUB Panasonic コインの取り消しを求め、当社がその要求を正当と認める場合

(3) 会員が不正な手段によって CLUB Panasonic コインを取得した場合

(4) 会員が本規約等に違反した場合

(5) コインサービス運営会社又はコイン提供パートナー企業の過失等により、必要数を超えて CLUB Panasonic コインが付与された場合

(6) その他、コインサービス運営会社が会員に付与された CLUB Panasonic コインを取り消すことが適切であると判断した場合

2. コインサービス運営会社は、前項及び本規約等に従い、取り消しや消滅をさせた CLUB Panasonic コインに対して、一切の保証を行いません。

第 23 条 コインサービスの自主的な終了

会員は、コインサービスのみを終了させることはできません。コインサービスを終了したい場合、第 42 条に基づき、会員サービスの退会手続きを行い、会員サービスを終了させる必要があります。なお、会員サービス退会手続き時に残存している CLUB Panasonic コインは、退会手続きの完了と同時に消滅するものとします。

第 24 条 コインサービスの利用停止

1. コインサービス運営会社は、会員が次のいずれかの事項に該当すると判断した場合、何らの事前の通知・催告を行うことなくコインサービスの利用を停止することができます。

- (1) 本規約等に違反した場合
- (2) 破産、民事再生手続等の申立をなし、もしくは申立を受ける等、その信用状態が著しく悪化した場合
- (3) 24 ヶ月以上にわたって CLUB Panasonic コインの交換、取得、又は利用を行わなかった場合
- (4) 共通 ID 等を不正に使用、もしくは第三者（配偶者、父母、兄弟姉妹等の親族を含む。以下同じ）に使用させた場合
- (5) 不正の目的をもってコインサービスを利用、もしくは第三者に利用させた場合
- (6) その他、コインサービス運営会社が会員として不適当と判断した場合

2. 前項に基づきコインサービス運営会社がコインサービスの利用を停止したことにより、当該会員に生じた不利益、損害について、コインサービス運営会社の責に帰すべき事由による場合を除き、コインサービス運営会社は一切の責任を負いません。また、コインサービス運営会社、コイン交換パートナー企業、コイン提供パートナー企業、又は第三者が被った損失、損害に対する補償及び費用の負担は当該会員が行うものとします。

3. 会員のコインサービス利用に関して疑義が生じた場合、コインサービス運営会社の判断によりコインサービスのご利用を一時停止、または制限させていただくことがあります。

第 25 条 コインサービス利用の制限

会員は、本規約等に定めるほか、次のいずれかに該当する場合には、コインサービスをご利用いただくことができません。

- (1) 違法又は不正に作成、取得もしくは利用されたコイン口座を利用する場合
- (2) 第三者の共通 ID 等を用いてコインサービスを利用した場合
- (3) 通信回線、通信機器及びコンピューターシステム機器の障害による情報伝達の遅延、不能、誤作動等があった場合
- (4) 会員が第 24 条に該当し利用停止がなされた場合

第 26 条 コイン交換パートナー企業又はコイン提供パートナー企業の増減

コイン交換パートナー企業又はコイン提供パートナー企業は、当社との加盟契約の新規締結や終了等によって、会員に事前の通知なく増減します。

第 27 条 コインサービスの終了、中止に伴う CLUB Panasonic コインの扱い

コインサービス運営会社が、第 29 条の規定に従って、コインサービスを終了もしくは中止する場合、第 16 条で定める CLUB Panasonic コインの有効期限にかかわらず、当社の定める期間をもって CLUB Panasonic コインが消滅するものとします。なお、当該期間中は、新規の CLUB Panasonic コインの取得はできません。

第 28 条 コインサービスにおける地位の譲渡等の制限

会員は、理由の如何を問わず、コインサービスにおける権利・義務を他人に貸与譲渡、担保提供、相続承継、保有する CLUB Panasonic コインを第三者に共有、合算、贈与、賃貸、質入れ、相続及び譲渡することはできません。

第 29 条 会員サービスの変更、終了、中止

- 1.当社は、共通 ID 等による個人認証システム及び会員サービスの内容の変更、追加等（コインサービスの終了、中止又は内容の変更を含みます）、並びに会員サービスの利用に必要な環境等の条件の変更、追加等を、会員への事前の通知なく行うことができるものとします。ただし、その変更、追加等が本規約等の変更を伴う場合は、次条に従うものとします。
- 2.当社は、第 31 条に定める方法により会員に通知した上で、共通 ID 等による個人認証システム及び会員サービスの全部又は一部を終了、中止することができるものとします。なお、会員サービスの全部又は一部を中止する場合、当該サービスを再開させるかどうかは当社が判断するものとします。
- 3.前項にかかわらず、共通 ID 等による個人認証システム及び会員サービスの全部又は一部の終了、中止が会員にとって不利益ではないと当社が判断する場合及び事前に通知を行うことが困難であると当社が判断する場合には、当社は、事前の通知なく、共通 ID 等による個人認証システム及び会員サービスの全部又は一部を終了、中止できるものとします。

第 30 条 本規約等の変更

- 1.当社は、会員の一般の利益に適合する限り、又は、契約の目的に反せず、かつ合理的な変更である限り、あらかじめ会員の承諾を得ることなく、本規約等を変更する旨及び変更後の本規約等の内容、並びに当該変更等の効力発生時期を、次条に基づき当社が定める発効日より前に通知することにより、本規約等を変更することができるものとします。この場合、当社は、事前に相応なる期間をもって、当該通知を行い、会員は変更された本規約等を遵守するものとします。なお、変更の内容は、当社が定める発効日より効力を有するものとします。

2.前項にかかわらず、法令等により、本規約等の変更につき、会員の承諾が必要な場合、当社は会員の承諾を得るものとします。なお、会員は、変更内容について承諾をしないこともできますが、その場合、会員サービスの全部又は一部を利用できなくなることがあります。

第31条 会員への通知・連絡

- 1.会員に対する連絡又は通知は、本ウェブサイト等への掲載の他、会員情報に基づいて、電子メール、郵便、電話、ファックス、SMS、CLUB Panasonic アプリ、共通IDに紐づく第三者が運営する媒体等（以下、「電子メール等」といいます）による通知の方法から当社が適当と判断した方法で行います。
- 2.当社及びコインサービス運営会社は、会員に対し、電子メール等を利用して、会員サービスに関するお知らせ（会員サービスの追加、変更、中断、停止、終了等を含みますが、これらに限りません。）を通知することがあり、会員はこれを承諾するものとします。
- 3.当社が、前2項に定める方法により通知を行った場合、その通知が通常到達すべきであった時に到達したものとみなします。

第32条 第三者の商品・サービス等の広告

- 1.当社は、提供主の商品・サービス等に関する情報（広告・宣伝を含みます。）を、当該商品・サービス等を取扱う販売会社や提供会社から提供された資料に基づいて、電子メール等や本ウェブサイト等での記載等の伝達手段により、会員に配信することができます。
- 2.当社は、提供主の商品・サービス等の広告・宣伝・その他の情報等の内容の正確性に関して、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、何ら責任を負いません。

第33条 会員サービス利用上の責任

- 1.会員が、会員サービスの利用に関連して、第三者に損害を与え、又は第三者との間で紛争が生じた場合には、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、当該会員の責任と費用で解決していただきます。
- 2.会員が、故意又は過失により、会員サービスとその利用に関連して、当社に損害を与えた場合は、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、当該会員はその損害全額を賠償するものとします。

第34条 設備等に関する責任

- 1.会員サービスのご利用に必要な端末、通信機器、ソフトウェア、回線利用契約の締結及び

インターネット接続サービスへの加入等の通信環境の整備、設定等の一切は、会員が自己の費用と責任において行うものとします。

2.当社は、会員が会員サービスのご利用にあたり使用される通信機器、ソフトウェア及びこれらに付随して必要となる全ての機器との互換性を確保するために、当社の管理する設備、システムもしくはソフトウェアを改造、変更もしくは追加し、又は会員サービスの提供方法を変更する義務は負いません。

3.会員は、会員サービスのご利用にあたり当社が推奨する通信環境、ソフトウェア等が備えられていない場合、会員サービスの全部又は一部の利用に支障をきたすおそれがあることを予め承諾するものとします。

第 35 条 著作権等

1.会員サービスで当社が提供する情報に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含みます。以下同じ）、商標権その他の知的財産権は、当社又は当社が会員サービスにおける利用許諾を受けた他の権利保有者に帰属します。

2.会員は、会員サービスにおいて、会員が登録、記載又は投稿等した著作物及びデータ等（以下、個人情報を除き総称して「投稿コンテンツデータ」といいます）を、当社が、当社の事業のために、会員に対価を支払うことなく、非独占的に、期間の限定なく使用・利用（加工、編集等を含みます）できること（当社の第三者に対する再使用許諾の権利を含みます）に、あらかじめ同意するものとします。

3.会員は、投稿コンテンツデータについて、著作権法上の権利を有していること、もしくは、第三者が著作権を有する著作物等を利用する場合には、前項における会員の当社に対する許諾に必要な権利処理がされていることを保証するものとします。また会員は、前項に定める当社又は当社より使用許諾を受けた第三者による投稿コンテンツデータの使用及び利用に関し、著作権法上の著作者人格権を行使せず、もしくは、権利者をして行使させないものとします。

4.会員は、第三者が著作権を有する投稿コンテンツデータを、第三者の同意を得ることなく、会員サービスにおいて、登録、記載又は投稿等してはならないものとし、第三者の著作権に関し、当社に如何なる迷惑・損害等をかけてはならないものとします。万一、会員による第三者の著作権侵害により、当社が損害等を被った場合は、これを賠償するものとします。また、投稿コンテンツデータについて、第三者から著作権等の権利侵害を理由として、当社に削除要請のあった場合、当社の判断により、事前の通知なく削除される場合のあることを承諾するものとします。

5.当社は、投稿コンテンツデータを掲載等する義務を負わず、また、自らの判断で、会員に通知することなく、投稿コンテンツデータの使用もしくは利用を開始し、又はその中止をすることができます。

第 36 条 譲渡等の禁止

会員は、会員サービスを利用する権利及びその他会員サービスを通じて得た権利（ポイントサービスにおけるポイントを含みます）・義務の全部又は一部を、有償無償を問わず、第三者に譲渡すること、貸与すること、又は担保に提供することはできません。

第 37 条 禁止事項

会員は、会員サービスのご利用にあたり次の各号のいずれかに定める行為を行ってはけません。

- (1)第三者（他の会員を含む）又は当社の資産（著作権、商標権等その他の知的財産権等の権利を含む）、もしくは法的利益を侵害する行為
- (2)第三者又は当社を差別し、もしくはこれらの者の人権を侵害する行為
- (3)第三者又は当社を誹謗中傷し、これらの者の名誉・信用を毀損し、もしくはそのプライバシー又は肖像権を侵害する行為
- (4)会員サービスの全部又は一部の運営を妨げる行為
- (5)法律もしくは公序良俗に違反する行為
- (6)自己の共通 ID 等を他人に公開し、又は第三者に利用させる行為
- (7)他人（架空の者を含む）になりすまして、会員サービスを利用する行為
- (8)本規約等のご利用方法等に反する行為
- (9)当社に不利益を与える行為
- (10)前各号に定める行為を助長する行為
- (11)前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為
- (12)その他、当社が不適切と判断する行為

第 38 条 会員サービス利用資格の停止・会員登録の抹消

1.会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当社は、事前に通知することなく、直ちに当該会員の会員サービスの全部又は一部のご利用を停止し、又は会員登録を抹消することができます。なお、当社はその理由の開示を行いません。

- (1)会員登録事項に虚偽の事実の申告をしたことが判明したとき
- (2)本規約等に違反したとき
- (3)前条に定める禁止行為を行ったとき
- (4)当社が会員サービス及びそれに付随するサービスの運営に支障をきたすと判断する行為、その他不適切であると判断する行為を行ったとき

(5)その他、当社が相当の理由があると判断したとき

- 2.会員が会員サービスを2年間以上利用しなかった場合、当社は、当該会員に事前に通知をした上で、当該会員の会員登録を抹消することができます。
- 3.会員登録を停止・抹消された場合、当該会員は会員サービスのご利用ができなくなります。

第39条 会員サービス利用資格の停止・抹消に伴う CLUB Panasonic コインの消滅

会員が会員サービスの利用資格を停止又は会員登録が抹消された場合、第16条で定める CLUB Panasonic コインの有効期限にかかわらず、既に蓄積されている CLUB Panasonic コインは、全て自動的に消滅するものとし、コインサービスに関する権利・義務の全ても自動的に消滅するものとしします。

第40条 会員情報及び会員提供情報の削除

- 1.当社は、会員情報及び本ウェブサイト等上に存在する会員が提供した情報等が、第37条（禁止事項）に定める禁止行為に該当すると判断した場合、第38条に基づき会員登録を抹消した場合、その他必要と判断した場合、当該会員に事前に通知することなく、当該情報を削除できるものとしします。なお、この場合当社は削除理由を開示しません。
- 2.当社は、前項の定めにより、本ウェブサイト等上に存在する会員が提供した情報等に対して、監視・削除する義務を負うものではありません。

第41条 委託・再委託

当社は、会員サービスの運営の全部又は一部を、第三者に委託することができます。また、受託者はさらに委託することができます。

第42条 退会

- 1.会員は、会員サービス及び共通ID等の利用終了（以下、「退会」といいます）を希望される場合、共通ID等毎に、当社が示す所定の方法により、その旨を当社にご通知いただき、当社にて退会手続きが完了した日をもって退会いただきます。なお、退会した場合、コインサービスも終了します。
- 2.前項の退会のご通知の際、会員情報に変更があり変更届出が行われていない等手続き上の不備があった場合、又はご本人確認ができない場合等、当社にて退会手続きが完了しない場合があります。
- 3.当社は、退会された会員の会員情報を抹消します。

第 43 条 反社会的勢力の排除

1.会員は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び次に掲げるいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを保証します。

(1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2)暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3)自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4)暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること

(5)役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2.会員は、自ら又は第三者を利用して次に掲げるいずれにも該当する行為を行わないことを確約します。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為

(3)取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4)風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為

(5)その他前各号に準ずる行為

3.当社は、会員が、暴力団員等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第1項の規定にもとづく表明・保証に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、当社の責に帰すべき事由の有無を問わず、会員に対して何らの催告をすることなく会員登録を抹消することができます。

4.当社が、前項に基づき会員登録を抹消した場合、会員は、損害が生じたとしても当社にはこれを一切賠償する責任がないことを確認し、これを了承します。

第 44 条 免責事項

1.当社は、会員サービスの提供の遅滞、変更、中止又は終了について、会員に対して一切の責任を負いません。

2.当社は、会員サービスの利用に関して会員に生じた損害について、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、一切の責任を負いません。

- 3.当社は、第三者の責に帰すべき事由によって、会員が会員サービスの全部又は一部を利用できないことについて、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、一切の責任を負いません。
- 4.当社は、第三者による会員サービスに対する情報の改竄(かいざん)・消去等により、会員が被った損害に対して、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、一切の責任を負いません。
- 5.当社は、第 38 条 会員サービス利用資格の停止・会員登録の抹消及び第 40 条 会員提供情報の削除 に基づく会員登録の抹消及び会員提供情報の削除を行ったことについて、会員が被った損害に対して、当社の責に帰すべき事由による場合を除き、一切の責任を負いません。また、抹消又は削除された情報を復元する責任を負いません。
- 6.コイン交換パートナー企業と会員の間でコイン交換に関して発生する全てのトラブルについては、当該会員・コイン交換パートナー企業の当事者間で直接解決することとし、コインサービス運営会社の責に帰すべき事由による場合を除き、コインサービス運営会社は一切責任を負いません。
- 7.会員が、CLUB Panasonic コインを利用して商品を取得した場合に生じるコイン交換パートナー企業との間の商品の瑕疵、品違い、数量過誤等の全てのトラブルは、当該会員と当該コイン交換パートナー企業の当事者間で直接解決するものとし、コインサービス運営会社の責に帰すべき事由による場合を除き、コインサービス運営会社は一切責任を負いません。
- 8.コインサービス運営会社は、コイン提供パートナー企業が提供する商品・サービスや情報及び取引等について、一切保証を行いません。また、その内容、品質等についてのトラブルは、会員と当該コイン提供パートナー企業の当事者間で直接解決するものとし、コインサービス運営会社の責に帰すべき事由による場合を除き、コインサービス運営会社は一切責任を負いません。
- 9.コインサービス運営会社は、コイン提供パートナー企業が会員の CLUB Panasonic コインの取得についてその理由の如何を問わず結果として承認しなかった場合、コインサービス運営会社の責に帰すべき事由による場合を除き、当該 CLUB Panasonic コインの付与・補填、不承認理由の調査等を含み一切責任を負いません。
- 10.コインサービスが他サイトへのリンクを行っている場合であっても、会員が当該サイトを利用又は使用したことに起因する結果（損害、費用負担等）について、コインサービス運営会社の責に帰すべき事由による場合を除き、コインサービス運営会社は一切責任を負いません。
- 11.この場合、その結果生ずる CLUB Panasonic コイン及び同コインに付随する価値の消失、その他一切の損害については、コインサービス運営会社の責に帰すべき事由による場合を除き、コインサービス運営会社は一切責任を負いません。ただし、当社の故意若しくは過失又は当社の共通 ID 等の漏洩により第三者が本人の共通 ID 等を利用した場合はこの限りではありません。当社及びコインサービス運営会社は、前各項に定めるほか、次のいずれの事

項によって会員に生じる損害については、当社及びコインサービス運営会社の責に帰すべき事由による場合を除き、その責を一切負わないものとします。

- (1)通信回線、通信機器及びコンピューターシステム機器の障害による情報伝達の遅延、不能、誤作動等
- (2)会員サービスの利用につき、会員による当該サービスの内容又はその利用方法についての誤解もしくは理解不足によって発生した損害
- (3)当社及びコインサービス運営会社推奨環境以外で利用された際に発生した損害
- (4)会員が会員情報の変更を怠ったことに起因して発生した損害
- (5)本規約等に違反する行為を行ったことにより発生した損害

第 45 条 会員と第三者との紛争

- 1.会員サービスの利用に関連して、会員と当社以外の第三者との間で紛争が生じた場合は、当該会員は自己の責任と費用においてその紛争を解決していただきます。
- 2.前項の場合に、当社が損害を被ったときは、当該損害の発生が当社の責に帰すべき事由によらない場合に、会員にはその損害の全てを賠償していただきます。

第 46 条 分離可能性

本規約等のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令や裁判所の判決等により無効又は執行不能と判断された場合であっても、無効または執行不能とされた部分以外のすべての定めは、継続して完全に効力を有するものとします。

第 47 条 準拠法

本規約等の成立、効力、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 48 条 管轄裁判所

当社と会員との間の本規約等及び会員サービスに関する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

パナソニック株式会社

発効日 2024年9月11日